

後期高齢者医療制度 保険料率改定のお知らせ



令和4・5年度の保険料率

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としていることから、保険料率を2年ごとに見直しています。令和4・5年度の医療給付費などの財源に充てるため、保険料率の改定を行いました。

令和2・3年度の保険料率	令和4・5年度の保険料率
被保険者均等割額 48,765円	被保険者均等割額 49,398円 (+633円)
所得割率 9.64%	所得割率 9.57% (▲0.07ポイント)

保険料賦課限度額の改定

国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定を行いました。高所得者により多くの保険料をご負担いただくことで所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。

令和3年度まで	令和4年度から
64万円	66万円

保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。以下の計算方法により4月から翌年3月までの1年間の保険料を決定します。

均等割額	+	所得割額	=
被保険者1人当たり 49,398円		(総所得金額等－基礎控除額) ×9.57%	

年間保険料(限度額66万円) ※100円未満切捨て

総所得金額等とは、収入金額から必要経費を差し引いた額であり、収入が公的年金のみの方は、(公的年金収入額)－(公的年金等控除額)が総所得金額になります。遺族年金や障害年金などの非課税年金は公的年金収入額に含まれません。年度途中の制度への加入・脱退については、月割計算となります。

保険料の納め方 ー特別徴収と普通徴収ー

後期高齢者医療保険料は毎年7月に決定し、皆さんにお知らせします。保険料の納付方法と納期は次のとおりです。

◎特別徴収(本人の年金から天引き)の方

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
直前の2月の保険料と同額で3回徴収します。			年間保険料額から仮徴収額を差し引いた残りを3回で徴収します。		

◎普通徴収(納付書または口座振替)の方

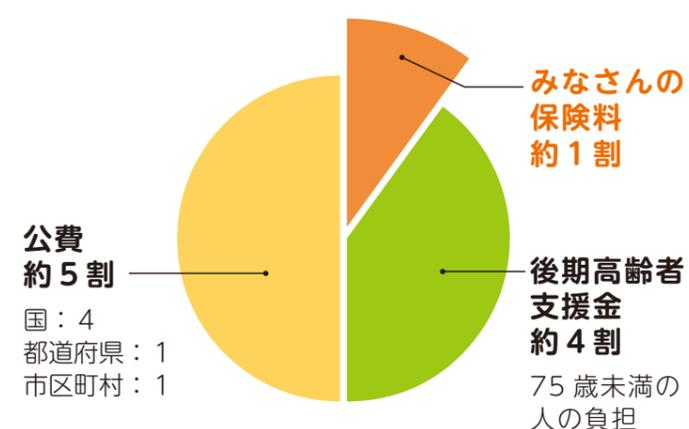
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納付書で納める方は、7月の保険料決定通知書に8期分の納付書を同封します。 口座振替をご利用の方は、各納期の月末に指定口座から引き落とします。							

★保険料の納付方法は、途中で変更になる場合があります。保険料の通知が届きましたら、必ずご確認ください。

保険料の納期限内の納付にご協力ください

後期高齢者医療制度では、被保険者全員が保険料を納めます。皆さんの納める保険料が大切な財源となっています。皆さんが病院などにかかったときの医療費は、窓口で支払う自己負担額と、保険から給付される医療給付費で構成されています。この医療給付費のうち、約1割が保険料で賄われています。

後期高齢者医療制度の財源



高齢化が進み、高齢者の医療費は増え続けています。後期高齢者医療制度は、高齢者が安心して医療を受け続けられるよう、社会全体で支える仕組みになっています。

保険料を普通徴収で納めている方は、納期限内の納付にご協力ください。口座振替をご利用いただくと、納め忘れもなく安心です。